

国立民族学博物館研究資料共同利用委員会規則

(設置)

第1条 国立民族学博物館（以下「当館」という。）における標本資料及び映像・音響資料（以下「研究資料」という。）の集積方針及び共同利用に関する中長期的な計画を策定するため、研究資料共同利用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究資料の集積方針に関する事項
- (2) 研究資料の共同利用に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報管理施設長
- (2) 文化資源運営会議長
- (3) 情報運営会議長
- (4) 職員以外のものうちから、館長が指名する当館の研究に関し識見を有する者 4名
- (5) その他館長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員（外国出張等海外渡航者を除く。）の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(専門部会の設置)

第9条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項については、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年3月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月13日から施行する。